

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

当町のハザードマップによると、当会が立地する市街地地域において、主に県道熊本高森線以南の広範囲、および広安地区の妙見川流域で、2mを超える浸水が予想されているほか、津森地区や飯野地区の一部の区域においても、1m以上の浸水が予想されている。多くは住宅密集地となっているが、建設業や卸売業、小売業をはじめ、様々な業種が複数立地している。

県関係水位観測局（益城町関係）

観測所名	河川名	所在地	管理者	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難 判断水位	氾濫 危険水位	摘 要
県津森	木山川	益城町大字 田原字中須	熊本県 河川課	1.70m (29.11m)	2.28m (29.69m)	2.61m (30.02m)	3.09m (30.50m)	観測所水位 (TP表示)
赤井	〃	益城町大字 宮園	〃	2.53m (7.30m)	3.63m (8.40m)	4.13m (8.90m)	4.95m (9.72m)	観測所水位 (TP表示)

(土砂災害：ハザードマップ)

当町のハザードマップによると、山間の一部区域において、地滑り等、土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっている。また、主に津森地区、および飯野地区の山際の一部住宅地においても、同様のエリアとなっている。

がけ崩れ

地中にしみ込んだ水分が土の抵抗力を弱め、雨や地震などの影響によって急激に斜面が崩れ落ちることをいいます。がけ崩れは突然起きるため、人家の近くで起きると逃げ遅れる人も多く、被害の割合も高くなっています。



土石流

山腹・川底の石や土砂が豪雨や集中豪雨などによって一気に下流へと押し流されることをいいます。その流れの速さは規模によって異なりますが、時速20～40kmという速度で一瞬のうちに人家や畑などを壊滅させてしまいます。



地すべり

斜面の一部あるいは全部が、地下水の影響と重力によってゆっくりと斜面下方に移動する現象のことをいいます。一般的に移動土壌量が多いため、甚大な被害を及ぼします。また一旦動き出すと、これを完全に停止させることは非常に困難です。



(地震：J-SHIS・地震調査研究推進本部)

地震ハザードステーションの防災地図によると、市街地地域において、震度 6 弱以上の地震が今後 30 年間でおよそ 8～28%の確率で発生すると言われている。

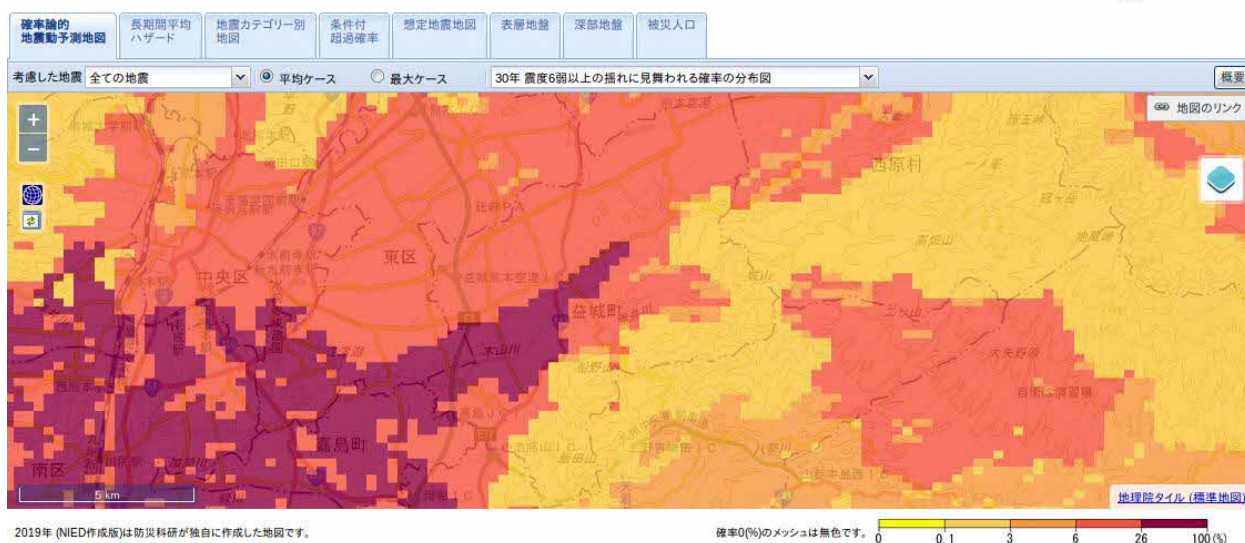
また、本町には布田川断層帯、日奈久断層帯、緑川断層帯等が存在しており、地震調査研究推進本部地震調査委員会によると、町内の主要活断層帯における地震発生確率は次表のとおりであり、日奈久断層帯（八代海区間）及び日奈久断層帯（日奈久区間）がS＊ランクと評価されており、特に注意が必要である。

活断層帯名	予想地震規模 (マグニチュード)	相対的評価	30 年以内に地震が 発生する確率
布田川断層帯 (宇土半島北岸区間)	7.2 程度以上	Xランク	不明
布田川断層帯 (宇土区間)	7.0 程度	Xランク	不明
布田川断層帯 (布田川区間)	7.0 程度	Zランク	ほぼ 0%
日奈久断層帯 (八代海区間)	7.3 程度	S＊ランク	ほぼ 0%～16%
日奈久断層帯 (日奈久区間)	7.5 程度	S＊ランク	ほぼ 0%～6%
日奈久断層帯 (高野-白旗区間)	6.8 程度	Xランク	不明
緑川断層帯	7.4 程度	Zランク	0.04%～0.09%
出水断層帯	7.0 程度	A＊ランク	ほぼ 0%～1%
人吉盆地南縁断層	7.1 程度	A＊ランク	1%以下
万年山-崩平山断層帯	7.3 程度	Zランク	0.003%以下

※活断層における今後 30 年以内の地震発生確率が 3%以上を「Sランク」、0.1～3%を「Aランク」0.1%未満を「Zランク」、不明（すぐに地震が起きることが否定できない）を「Xランク」と表記している。地震後経過率（注 1）が 0.7 以上である活断層については、ランクに「＊」を付記している。

>>>J-SHIS 地震ハザードステーション

English 防災科研



(その他)

益城町の北部に位置する 1,600 ヘクタールの畑地帯は、阿蘇の噴火による火山灰土で保水力がなく、一旦豪雨に見舞われると表土を流し、崖を崩し道路を決壊させる。また干天には農作物も枯死するような干害をもたらす。また、町の南西部に広がる水田地帯のうち、砥川の一部、東無田及び櫛島地区は、豪雨のたび浸水、冠水を繰り返す可能性がある。

このように本町の災害は、豪雨と干害によって起こり、かつ地域によって災害の様相も異なっている。

(感染症)

新型コロナウイルス感染症は、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。人から人に持続的に感染するウイルスを病原体とするインフルエンザであって、国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速な蔓延により、国民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

(2) 商工業者の状況

- ・ 商工業者等数 992 人
- ・ 小規模事業者数 768 人

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商工業者	建設業	325	313	全体に広く分布している。
	製造業	82	43	〃
	卸・小売業	195	140	〃
	サービス業	210	161	〃
	その他	180	111	〃

(3) これまでの取り組み

1) 当町の取り組み

- ・ 防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・ 防災備品の備蓄
- ・ 防災設備（防災倉庫、防災トイレ、かまどベンチ等）の設置
- ・ 避難地、避難路の整備
- ・ 益城町新型コロナウイルス感染症等対策行動計画の策定

2) 当会の取り組み

- ・ 事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・ 事業者BCP策定セミナーの開催
- ・ 益城町商工会危機管理マニュアル策定（H25.3）
- ・ 損害保険への加入促進
- ・ 防災備品（スコップ、懐中電灯、非常食等）を備蓄
- ・ 益城町が実施する防災訓練への参加及び協力

II 課題

現状では、緊急時の取り組みについて漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が十分にいない。更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。といった課題が浮き彫りになっている。

また、地区内の小規模事業者における事業継続計画（BCP）もしくは事業継続力強化計画の策定の必要性に関する認識がまだまだ低い現状がみられる。

更に、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リス

クファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

(1) 事業者BCPの策定が進んでいない

当地区は平成28年の熊本地震により甚大な被害を受けたことから、事業継続計画策定の必要性を感じている事業者は増えていると思われるが、事業継続計画等を策定している事業者はごく一部の規模が大きな事業所に限られている。事業継続計画等の策定に関する取組状況は、啓発段階にあり、これらを支援する当会の取組も本格化していないのが実態である。当町と当会との連携による取組強化の必要性が高まっている。

(2) 支援者側の課題

支援者側の事業継続計画等策定に関する知識が不十分であり支援スキルの向上や、事業継続の取り組みに関する専門知識やノウハウを持つ専門家や損保会社等との連携が必要である。

(3) 小規模事業者の策定手法

国をはじめ関係機関等から事業継続計画（BCP）の策定ガイドラインやフォーム等が提供されているが、小規模事業者にとってはハードルが高過ぎるとの意見があっているため、小規模事業者向けとして事業継続力強化計画の策定支援から取り組む。

III 目標

- ・ 当会より地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、保険等影響軽減策などリスクマネジメントを事前に対策する必要性を周知する。
- ・ 発災時における被害状況把握・報告・応急復旧活動状況の確認のため、連絡体制を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・ 発災後、速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

<事業者BCP策定の推進に関すること>

- ・ 地域内事業者を対象とした、事業継続力強化計画に関するセミナーを年に1回実施する。
開催通知は、対象者への郵送及び当会と当町広報のページにて情報発信する。
- ・ 事業所が策定した事業継続計画（BCP）もしくは事業継続力強化計画の取り組み状況の確認や、必要に応じて見直し修正を行い、従業員・関係者に周知を行うなどのフォローアップを実施する。

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに熊本県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と当町の役割と体制を明確にし、連携して以下の事業を実施する。

< 1 事前の対策 >

本計画と益城町地域防災計画や令和2年4月に策定された「益城町新型コロナウイルス感染症業務継続計画・感染対応マニュアル」との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 巡回指導時にハザードマップを用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取り組みや対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・ 会報や町広報、ホームページ、SNS等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取り組む可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取り組みの推進や、効果的な訓練等について指導および助言を行う。
- ・ 事業継続の取り組みに関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・ 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

< 定量目標 >

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
セミナー開催数	1	1	1	1	1
BCP策定件数	3	3	3	3	3

BCP策定件数：経営指導員1名あたり1件を策定目標とする。

2) 商工会自身の事業継続計画作成

- ・ 当会は平成25年3月危機管理マニュアルを策定（別添）

3) 関係団体等との連携

- ・ 事業継続の取り組みに関する専門家に依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。
- ・ 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

4) フォローアップ

- ・ 小規模事業者の事業者BCP等取り組み状況の確認
- ・ 当会と当町で、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・ 自然災害が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う。訓練は必要に応じて実施する。

< 2 発災後の対策 >

- ・ 自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・ 発災後、3時間以内に職員の安否確認を行う。
- ・ 商工会の事業継続計画に従い、SNSで迅速に確認する。
- ・ 国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・ 感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、益城町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・ 当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
豪雨の場合：職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がいまず安全を確保し、警報解除後に出勤する。
地震の場合：職員自身の目視で命の危険を感じる被災状況の場合は、出勤をせず、職員自身がいまず安全を確保し、警報解除後に出勤する。
- ・ 職員が被災する等により応急対策ができない場合に、当町または当会の応急的な役割分担を決める。
- ・ 大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報を共有する。

大規模な被害がある	・ 地区内の10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」など、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内の1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」など、大きな被害が発生している。 ・ 被害が見込まれている地域において連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・ 地区内の1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」など、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内の0.1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」など、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・ 目立った被害の情報はない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

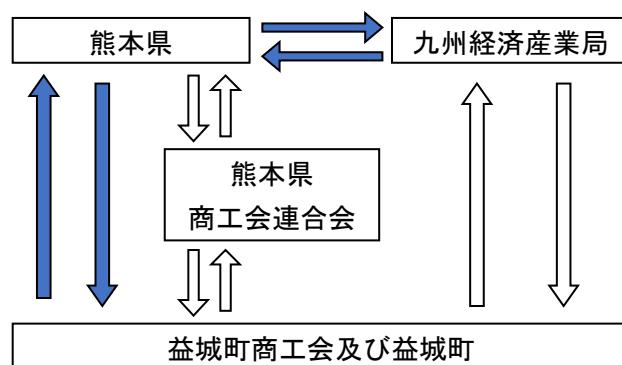
- ・ 本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～4週目	1日に1回共有する
5週目～8週目	2日に1回共有する
9週目以降	週に1回共有する

- ・ 当町で取りまとめた「益城町新型コロナウイルス感染症業務継続計画・感染対応マニュアル」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

＜ 3 発災時における指示命令系統・連絡体制＞

- ・ 自然災害等発災時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告および指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・ 二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・ 当会と当町は被害状況の確認や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・ 当会と当町は共有した情報を、熊本県商工振興金融課、熊本県商工会連合会宛てにメール又はFAXにて報告する。
- ・ 感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を熊本県の指定する方法にて当会又は当町より熊本県へ報告する。



＜ 4 応急対応時の地区内小規模事業者に対する支援＞

- ・ 当会は、臨時に対応できる相談窓口を開設する方法について益城町と検討のうえ、地区内小規模事業者への周知を図る。（国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）
- ・ 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・ 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・ 応急時に有効な被災事業者施策（国、県、町）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・ 地区内中小・小規模事業者から要請・要望がある場合は、当会・当町で集約し、熊本県と情報共有を行う。
- ・ 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

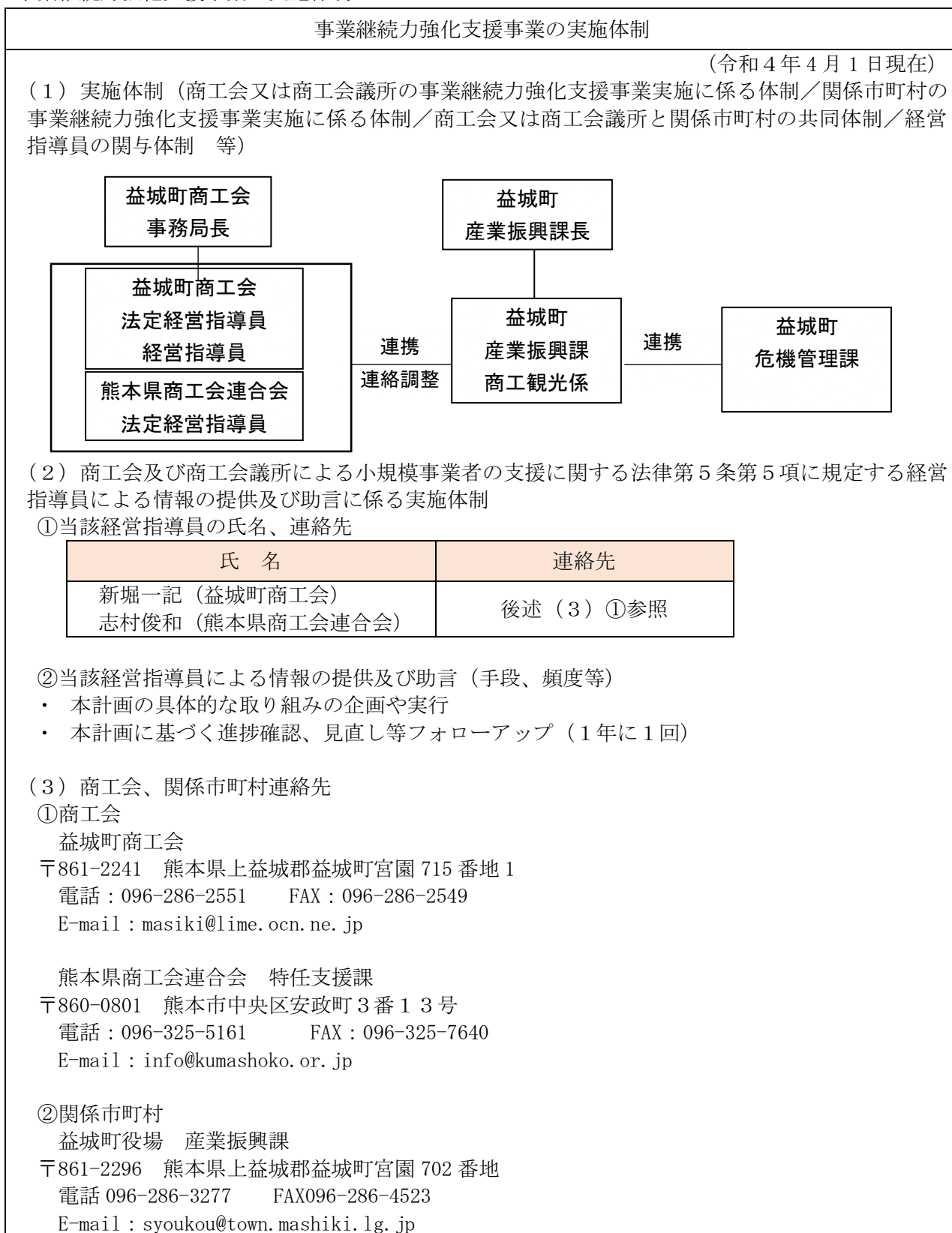
＜ 5 地区内小規模事業者に対する復興支援＞

- ・ 熊本県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を熊本県等に相談する。
- ・ 発災後の各種支援制度（融資制度、補助制度等）についても、国の機関や熊本県等を通じて当会・当町で情報収集を行い、事業者への情報提供を行う。

上記内容に変更が生じた場合には、速やかに熊本県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
必要な資金の額	94	94	94	94	94
講師謝金	0	0	0	0	0
講師旅費	0	0	0	0	0
郵券費	45	45	45	45	45
資料印刷費	5	5	5	5	5
防災、感染症対策費	44	44	44	44	44

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、県補助金、益城町補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
(名称) 株式会社未来創成ましき (住所) 〒861-2241 熊本県上益城郡益城町宮園 715 番地 1 (代表者名) 住永金司
連携して実施する事業の内容
①小規模事業者に対する災害リスクの周知 ・ 益城町及び益城町商工会と連携しながら、小規模事業者に対する災害リスクの周知を徹底する。また、町内小規模事業者の事業者 BCP への取組状況やその効用について、(事業者 BCP 未策定の) 町内小規模事業者に対して積極的に情報発信を行う。 ②応急対応時の地区内小規模事業者に対する支援 ・ 町内小規模事業者の被害実態について、応急対応期間中、継続して情報を収集する。 ③地区内小規模事業者に対する復興支援 ・ 町内小規模事業者に対する、行政等からの支援施策についての情報発信を行う。また、町の復旧・復興に向けた取組状況や小規模事業者への影響等について、小規模事業者に分かりやすい内容にしながら情報発信を行っていく。 ・ 災害による顧客減少等の二次被害を防ぐための取組を展開する。
連携して事業を実施する者の役割
①復興まちづくり進捗状況共有 ・ 益城町のまちづくり会社として、現在、本町にて進められている復興まちづくりの進捗状況を共有しながら、小規模事業者に対する災害リスクの周知を支援する。 ②町内小規模事業者との SNS ネットワークを活用した情報収集・発信 ・ 新型コロナウイルス感染症拡大による町内小規模事業者への影響軽減のために開始した SNS を活用した情報発信の取組「#益城エール飯」のネットワークを活用し、町内小規模事業者の事業者 BCP への取組状況やその効用についての情報発信を支援する。 ③町内小規模事業者との SNS ネットワークを活用した継続的な被害実態情報収集 ・ 「#益城エール飯」の SNS ネットワークを活用し、町内小規模事業者の被害実態の継続的な収集を支援する。 ④町内小規模事業者及び復興まちづくりとの連携を活用した、事業者向けのきめ細かい情報提供 ・ 「#益城エール飯」の SNS ネットワークを活用し、町内小規模事業者への支援施策についての情報発信を支援する。また、町のまちづくり会社として災害からの復旧・復興まちづくりに携わりながら、その進捗状況や小規模事業者への影響等についての情報をとりまとめ、小規模事業者に対して情報発信を行っていく。 ⑤町内小規模事業者との SNS ネットワークを活用した事業者 PR 支援（二次被害防止支援） ・ 災害による顧客減少等の二次被害を防ぐため、新型コロナウイルス感染症拡大による町内小規模事業者への影響軽減のために開始した SNS を活用した情報発信の取組「#益城エール飯」のネットワークを活用し、特に小規模事業者の事業 PR を積極的に支援する。

連携体制図等

